

USPTO、特許適格性に関する意見募集の期限を延長

2021年9月3日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

USPTOは9月3日付の官報¹で、7月9日に開始した米国における特許適格性の法理の影響に関する意見募集²について、意見の提出期限を10月15日まで延長すると発表した。

提出された意見は、現在の特許適格性法理が米国の重点技術分野における投資やイノベーションにどのような影響を与えたかについて、USPTOが議会に報告するにあたって参照される。

提出期限を除く他の内容については変更がない。

本件については、8月5日に開催されたUSPTOのPPAC（特許諮問委員会）定期会合でも意見募集の趣旨の説明があった。他国は特許適格性に関して米国よりも柔軟であると言われることなどから、他国との違いや投資判断への影響について意見を募集していることが説明された。また、2019年の特許適格性に関するガイダンスの改訂³以降、特許適格性に関する拒絶が減少し、一貫性や予測可能性が向上したことが報告された。

（以上）

¹ <https://www.federalregister.gov/public-inspection/2021-19112/request-for-information-patent-eligibility-jurisprudence-study>

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20210713.pdf

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190108.pdf